

关于参加技能评价考试的义务化

去年11月1日开始施行的《技能实习法》中，规定诸位技能实习生在日本进行技能实习期间，有义务参加技能评价的考试。技能实习制度的目的是通过诸位将日本的技能和技术转移到诸位的祖国。因此教授方（实习实施单位）和受教方（诸位技能实习生）都必须按照技能实习计划恰当地进行技能实习。

考试的目的是为了确认诸位技能实习生是否按照计划掌握目标技能等。

1. 参加考试的时期和考试的种类

诸位技能实习生首先在「第1号技能实习」完成前必须参加「技能检定（技能实习评价考试）」的基础级（初级）考试。必须「学科考试」和「实际操作考试」两者都通过才能转到「第2号技能实习」。

接下来在「第2号技能实习」完成前（总计第3年）必须参加3级（专业级）的「实际操作考试」，通过考试后才能转到「第3号技能实习」。

并且，即使不转到「第3号技能实习」3年回国也必须参加考试。

转到「第3号技能实习」的技能实习生，在总计第5年的回国前，必须参加2级（高级）的「实际操作考试」。

技能实习1号、2号、3号以及实习计划的目标变高了，当然每个阶段的考试水准也随之提高。假如没有通过的话，只有一次补考机会，请努力不要放弃。

2. 参加考试的手续和费用

参加考试的手续，原则上由诸位的监管单位办理（企业单独型由

技能評価試験の受検の義務化について

昨年さくねんの11月1日に施行された「技能実習法」では、技能実習生じっしゅうせいの皆さんが日本での技能実習期間中に技能評価試験しけんを受けることが義務づけられています。技能実習制度の目的は、皆さんを介して日本の技能や技術を皆さんの母国に移転することです。そのためには教える方（実習実施者）も教わる方（技能実習生の皆さん）も技能実習計画に基づいて適切に技能実習を進めていく必要があります。

試験の目的は、技能実習生の皆さんが計画どおりに、目標とする技能等を身につけることができているかどうかを確認することです。

1. 受検の時期と試験の種類

技能実習生の皆さんは、まず「第1号技能実習」の修了までに「技能検定（技能実習評価試験）」の基礎級（初級）を受検しなければなりません。「学科試験」と「実技試験」の両方を合格しないと「第2号技能実習」には移行できません。

次に「第2号技能実習」の修了まで（通算3年目）に3級（専門級）の「実技試験」を受ける必要があります。これに合格しないと「第3号技能実習」には移行できません。

なお「第3号技能実習」に移行せずに3年で帰国する場合でも受検は必須です。

「第3号技能実習」に移行した技能実習生は、通算5年目の帰国前に2級（上級）の「実技試験」の受検が義務づけられています。

技能実習1号、2号、3号と実習計画の目標が高くなっていきますから、当然試験のレベルも段階ごとになっていきます。仮に不合格になってしまった場合は、一度だけ再チャレンジが認められますので、あきらめずに頑張ってください。

2. 受検の手続きと費用

受検の手続きは、原則として皆さんの監理団体が

实习实施单位办理)。监管单位或实习实施单位与考试实施机关进行协调,决定考试日期和地点。考试费由监管单位或实习实施单位负担。

3. 非义务参加考试对象的实习生

在新《技能实习法》下,没有取得在留资格的旧制度「技能实习2号」的第2年的技能实习生没有必须参加3级(专业级)考试的义务。但是,有转到3号意愿的技能实习生必须参加考试并通过3级(专业级)的实际操作考试。不知道自己是否是考试对象,或者不是考试对象也希望参加考试的技能实习生,请向监管单位或技能实习单位咨询。

参加考试也许会感到紧张,但每天请在技能实习指导员的指导下认真准备,充分发挥平时的实习成果。

ます(企業単独型の場合は実習実施者である企業)。監理団体又は実習実施者が試験実施機関と調整をして、受検日や受検場所が決まります。受検料は監理団体又は実習実施者が負担することになっています。

3. 受検義務の対象にならない技能実習生

新しい「技能実習法」の下で在留資格を取得していない旧制度での「技能実習2号」の2年目の技能実習生は3級(専門級)受検の義務はありません。ただし、3号に移行する意志のある技能実習生は受検して3級(専門級)の実技試験に合格する必要があります。自分に対象になるかどうかわからない、あるいは対象にならなくても受検したいという技能実習生の方は、監理団体か実習実施者に相談してみてください。

試験を受けるのは緊張するかもしれませんが、日々、技能実習指導員の指導の下しっかりと準備をして、日頃の実習の成果を存分に発揮してください。